世田谷区告示第７４６号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成１４年３月世田谷区規則第４５号）第５条第２項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和８年１０月２８日から１５日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年１０月２８日

世田谷区長　保　坂　展　人

１　指定番号

３１－Ｇ０４１－０１

２　廃止する起終点

世田谷区桜新町一丁目１０番８地先無番

３　廃止の期日

令和８年１０月２８日

案　内　図

＝＝＝	廃止する区管理道路線

街区	桜新町一丁目２９番

